

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料  
第6号議案 令和6年度長崎市一般会計予算

目 次

【3款 民生費 第2項 児童福祉費】

説明書記載頁

1目 児童福祉総務費

新規

こども家庭センター運営費(3.2.1) ..... P 2 ~ 6 (P 168 ~ 169)

(少子化対策アクションプラン該当事業)

こ ども 部  
中 央 総 合 事 務 所  
東 総 合 事 務 所  
南 総 合 事 務 所  
北 総 合 事 務 所

令 和 6 年 2 月

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
168～169	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	こども家庭センター運営費	千円 33,087

## 1 現状と課題

- ・ 令和4年度から子育て世代包括支援センター(母子保健)(以下、「包括」という。)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)(以下、「拠点」という。)を一体的な組織として子育てサポート課に集約し、誰一人見逃さない相談支援体制と迅速かつ専門的に対応できる体制を整えた。
- ・ このような中、国は、令和4年6月の改正児童福祉法により、市区町村に対し、「包括」と「拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置を求めている。
- ・ こども家庭センターでは、設置に伴う新たな業務として、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、地域における連携体制づくりの推進を図るための地域資源の開拓を担うこととされている。

## 2 対応方針

- ・ 令和6年4月から、子育てサポート課を「長崎市こども家庭センター」に位置づけ、これまで「包括」業務と「拠点」業務の両方を1係で担っていたものを、それぞれに係を設置し強化を図る。
- ・ 両係(両機能)を一体的に運営し、妊産婦や子育て家庭に寄り添い、状況に応じた必要な支援を行うことで、その家庭の問題が深刻・複雑化することを未然に防ぎ、誰一人見逃さず切れ目のない支援に取り組む。  
なお、各総合事務所地域福祉課においても、こども家庭センター業務のうち母子保健機能に係る業務を行う。

### 3 事業概要

#### (1) 事業内容

●こども家庭センターの機能：全ての妊産婦、子育て世帯等へ一体的に相談支援を行う

・児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等	伴走型相談支援時の面談、こども・子育てイカオ相談(LINE相談を含む)の対応等
・把握・情報提供、必要な調査・指導等	母子健康手帳交付時の面談、妊産婦健診等での把握、関係機関への調査等
・保健指導、健康診査等	母子健康手帳交付時の保健指導、妊産婦健診、乳幼児健診等
・関係機関等との総合調整	関係機関との連絡調整、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての総合調整
・支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成	要保護児童と支援が必要な家庭及び妊産婦に対するサポートプランの作成及びプランの管理・評価等
・地域資源の開拓	地域における連携体制づくりの推進

#### (2) 実施体制

子育てサポート課(令和5年度)		子育てサポート課【こども家庭センター】(令和6年度～) ・センター長及び統括支援員の配置※ ・職員体制の増(予定)			
相談支援係		企画サービス係 (企画・経理・庶務)	包括相談係	支援係	企画サービス係 (企画・経理・庶務)
包括担当	拠点担当				
①保健師 ②助産師 ③臨床心理士	①社会福祉士 ②教育職 ③臨床心理士 ④精神保健福祉士 ⑤保健師 ⑥児相交流職員	①一般事務 ②保健師 ③保育士	①保健師 ②助産師 ③臨床心理士	①社会福祉士 ②教育職 ③臨床心理士 ④精神保健福祉士 ⑤保健師 ⑥児相交流職員	①一般事務 ②保健師 ③保育士

※センター長：組織全体のマネジメントを行う責任者

統括支援員：母子保健機能及び児童福祉機能の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる者

## (3) 事業費内訳

(単位: 千円)

	母子保健分			児童福祉分	主な内容
	子育てサポート課	中央総合事務所	東総合事務所		
報酬等	852	4,855	928	13,954	会計年度任用職員の報酬等
共済費	161	892		2,426	会計年度任用職員の共済費
報償費				535	講師謝礼金等
旅費	206	144	67	868	会計年度任用職員の通勤手当等
需用費	2,008	7	2	1,239	母子健康手帳等購入及び相談カード等印刷製本費等
役務費	204	125		659	船車券購入費等
委託料	1,584			220	LINE相談システム及びこども総合相談システム運用・保守委託料
使用料及び賃借料	300			664	OA機器借上料等
備品購入費	109				LINE相談用端末購入費
負担金、補助及び交付金	51			20	出席負担金等
公課費				7	自動車重量税
合計	5,475	6,023	997	20,592	
		12,495			

33,087(千円)

## 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円 33,087	千円 20,129	千円 6,446	千円 -	千円 115	千円 6,397

※1 重層的支援体制整備事業交付金(母子保健分)国庫補助率 補助対象額(母子健康手帳購入経費等を除く10,137千円)の2/3

※1 重層的支援体制整備事業交付金(児童福祉分)国庫補助率 補助対象額(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業関連経費を除く)19,599千円の2/3

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 補助対象額(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業関連経費912千円)の1/3

※2 重層的支援体制整備事業交付金(母子保健分)県補助率 補助対象額(母子健康手帳購入経費等を除く10,137千円)の1/6

※2 重層的支援体制整備事業交付金(児童福祉分)県補助率 補助対象額(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業関連経費を除く19,599千円)の1/6

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 補助対象額(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業関連経費912千円)の1/3

※2 地域少子化対策重点推進事業 県補助率 補助対象額(LINE相談に係る経費(備品購入費を除く)1,782千円)の2/3

※3 保険料個人負担金

## (こども家庭センターイメージ図)

国は、令和4年6月の改正児童福祉法により、市区町村に対し、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置を求めている。



出典:令和5年9月15日 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況(市区町村向け)資料(こども家庭庁作成)より



# 長崎市こども相談センターの設置(長崎市少年センターの見直し)

## 1 現状と課題

- ・ 国は、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていないこと、また不登校や児童虐待の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く環境が深刻になっている状況を踏まえ、こどもに関する取組みや政策を強力に進めていく必要があったことから、こども家庭庁の設置とあわせて、「こども基本法」が令和5年4月に施行された。
- ・ 長崎市においては、こどもの課題が顕在化し、特に、小・中学校、高等学校におけるいじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題が新たに増加している。
- ・ このような課題については、これまで学校現場を中心に対応してきたが、第三者的立場として行政機関が支援することが求められており、今後は教育委員会や学校との連携を強化しながら、支援していくことが重要である。
- ・ 現在、「長崎市少年センター」は、補導業務を中心に行っているが、あらゆる課題を抱えたこどもに対して、心身の発達の過程を通じて切れ目のない支援機能を拡充し、誰一人取り残さない伴走型の体制に見直す必要がある。

## 2 対応方針

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題を抱えるこどもに対して、心身の発達の過程を通じて健全やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市こども相談センター」を設置する。

## 3 事業概要

### (1) 業務の拡充

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題を抱えるこどもからの相談に対応する。また、市・私立小・中学校、高等学校、フリースクール等の民間団体との連携体制を構築し、潜在的なニーズの早期発見に努める。

### (2) 人員配置予定

少年センター（令和5年度）		こども相談センター（令和6年度～）	
業務内容	職種	業務内容	職種（予定）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補導業務</li><li>・ 訪問業務</li><li>・ 環境浄化業務</li><li>・ 情報収集・分析・提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①教育職</li><li>②一般事務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談業務</li><li>・ 訪問業務</li><li>・ 補導業務</li><li>・ 環境浄化業務</li><li>・ 情報収集・分析・提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①教育職</li><li>②一般事務</li><li>③臨床心理士</li></ul> <p>※必要に応じて、社会福祉士等も検討。</p>

※ 表中の下線部は、拡充する業務とその業務に従事する職種

## 4 令和6年度 予算

- ・ 令和6年度予算については、職員給与費のみで対応する。